## 都 道 府 県 別 表 目 次

1. 第1表 納税義務者数に関する調	(ウ) 決定価格	189
	(工) 課税標準額	227
2. 第2表 総 括 表	(オ) 筆 数	265
(ア) 地 積		
(イ) 決定価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6. 第11表~第12表 農地の負担調整に関する調	
(ウ) 課税標準額20	(法定免税点以上のもの)	
(工) 筆 数	(ア) 納税義務者数	303
(オ) 単位当たり平均価格38	(イ) 地 積	315
	(ウ) 決定価格	327
3.第3表 納税義務者区分による土地に関する調	(工) 課税標準額	339
(法定免税点以上のもの)	(オ) 筆 数	351
(ア) 納税義務者数41		
(イ) 地 積47	7. 第13表~第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調	
(ウ) 決定価格	(法定免税点以上のもの)	
(工) 課税標準額	(ア) 納税義務者数	363
(オ) 筆 数	(イ) 地 積	399
(カ) 単位当たり平均価格71	(ウ) 決定価格	435
	(工) 課税標準額	471
4. 第4表 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)	(オ) 筆 数	507
(ア) 納税義務者数77		
(イ) 地 積83	8. 第17表 課税標準の特例等に関する調(法定免税点以上のもの)	
(ウ) 決定価格・・・・・・・89	(ア) 地方税法第349条の3第9項	
(工) 課税標準額95	(イ) 第349条の3第11項	544
(オ) 筆 数	(ウ) 第349条の3第20項	545
(カ) 単位当たり平均価格 107	(エ) 第349条の3第23項(%特例適用分)	546
	(オ) 第349条の3第23項(%特例適用分)	547
5.第5表~第10表 宅地等の負担調整に関する調	(カ) 第349条の3第24項	
(法定免税点以上のもの)	(キ) 第349条の3第27項	549
(ア) 納税義務者数	(ク) 第349条の3第29項	
(イ) 地 積	(ケ) % 第349条の3第32項 ····································	

$(\beth)$	地方税法第349条の3第33項	552
( <del>1) )</del>	〃 附則第15条第9項(½特例適用分)	553
(シ)	〃 附則第15条第9項(%特例適用分)	554
(ス)	〃 附則第15条第9項(%特例適用分)	555
(七)	〃 附則第15条第9項(%特例適用分)	556
(ソ)	/ 附則第15条第23項····································	557
(夕)	/ 附則第15条第33項···································	558
( <del>F</del> )	〃 附則第15条第38項(½特例適用分)	559
(ツ)	〃 附則第15条第38項(%特例適用分)	560
(テ)	/ 附則第15条第40項····································	561
( <b>!</b> )	/ 附則第15条第43項····································	562
$(\mathcal{F})$	/ 附則第15条第46項····································	563
$(\underline{-})$	〃 附則第15条の2第2項	564
(ヌ)	〃 附則第15条の3第1項(%特例適用分)	565
(ネ)	〃 附則第15条の3第1項(‰特例適用分)	566
$(\mathcal{I})$	平成10年改正法附則第6条第9項による	
	旧法附則第15条第19項	567
(1)	平成11年改正法附則第8条第8項による	
	旧法第349条の3第27項	568
$(\mathbf{F})$	平成18年改正法附則第13条第9項による	
	旧法第349条の3第31項	569
(フ)	平成18年改正法附則第13条第18項による	
	旧法附則第15条第18項(½特例適用分)	570
$(\sim)$	平成18年改正法附則第13条第18項による	
	旧法附則第15条第18項(½特例適用分)	571
(斗)	平成20年改正法附則第10条第12項による	
	旧法附則第15条第15項	572
$(\Delta)$	合 計	573
$(\xi)$	地方税法附則第15条の8第2項	574
$(\angle)$	〃 附則第29条の5第7項	575
(x)	〃 附則第29条の5第8項	576
( <del>T</del> )	〃 附則第29条の5第16項	577
(7)	〃 附則第29条の5第17項	578

9. 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調	
(ア) 介在田	579
(1) 介在畑	581
(ウ) 宅地介在山林	583
(工) 農地等介在山林	585
(オ) 市街化区域農地	
田·····	587
畑	595
計	603
10. 第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調	
(ア) 一般 田	611
(イ) 一般畑	612
(ウ) 宅 地(宅地A・Bを除く)	613
(工) 一般山林	614
(オ) (ア)~(エ)の計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	615
(カ) 宅地A(農業用施設用地・農地+造成費)	616
(キ) 宅地B(生産緑地地区内の宅地・農地等+造成費)	617
(ク) 一般市街化区域農地	618
(ケ) (ア)~(エ)、(カ)~(ク)以外の地目の計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	619
(コ) (カ)~(ケ)の計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	620
(tr) 合 計······	621
11. 第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調	622